

「議会基本条例」作成の考え方

名古屋市議会基本条例制定研究会中間報告書（「座長案と分科会からの報告」）に対して、貴重なご意見を多数いただきありがとうございました。

名古屋市議会基本条例は、研究会の各分科会からの報告を尊重しつつ、その後のパブリックヒアリング・市民の意見募集の結果及び第8回研究会での議論の結果も踏まえ、次のような考え方で作成いたしました。

- ① 憲法及び法律の範囲内の規定となっているのか、適法性を確認しました。
- ② 用語、表現について精査をし、条例全体の整合性を確保するとともに、市民の皆様にはわかりやすいものとなりました。
- ③ 基本条例であるとの性格に鑑み、市民の皆様には基本理念、基本的な考え方を示す規定を目指すこととし、細部の運用については今後の運用に委ねることとなりました。

■ 各条文は次の考え方で作成しました。

前文

- ☞ 第8回研究会での議論を踏まえ、政策立案を行っていくことを明記するとともに、冗長な表現を改め、簡潔でわかりやすいものとなりました。

第1条、第2条及び第3条

- ☞ 表現をより簡潔でわかりやすいものにしました。
- ☞ **市民意見を踏まえ**、「市民議会演説制度」から「3分間」の文言を削除するなど、表現をより簡潔でわかりやすいものにしました。

第4条

- ☞ **市民意見を踏まえ**、重要な議案については、議員ごとの賛否を公開することになりました。

第7条

- ☞ 表現をより簡潔にわかりやすいものにしました。

第8条

(第1項関連)

- ☞ 第3分科会の意見は、「予算等について、議会は市長への説明を求めるとの規定を新設すること」でしたが、細部の運用にわたる事項であり、規定の新設はしませんでした。ただ、市長等への説明要求については、本条第1項の規定があり、また、分科会の意見については、今後要綱等で定めることとします。

(第3項)

- ☞ **市民意見を踏まえ**、「パブリックヒアリング」「タウンミーティング」の文言を削除し、分かりやすい表現にしました。

(第5項の新設)

- ☞ 今後、議員提案で条例が提案されることが多くなると考えられますので、予算を伴う条例を提案するときに、地方自治法の趣旨に従い市長と協議をすることは、基本的なルールとして定めておく必要があると考え、規定を新設しました。

第10条

- ☞ 表現をより簡潔で分かりやすいものにしました。

第11条

(第1項関連)

- ☞ 常任委員会・特別委員会とも、議論の経過と結果を本会議において委員長が報告していただく規定にしました。

(第4項関連)

- ☞ 第1項及び第2項との重複を避け、表現をより簡潔で分かりやすいものにしました。
- ☞ 第3分科会の意見は、「常任委員会の活動について規定を新設すること」でしたが、本条の第1項及び第2項において、同趣旨の規定がされており、重複を避けるため、規定の新設はしませんでした。

第12条及び第15条

- ☞ 表現をより簡潔で分かりやすいものにしました。

第16条

(第1項)

- ☞ 誤解を生じないように、「議員提出」の文言は削除しました。

(第2項及び第3項)

- ☞ 議員定数及び報酬については、地方自治法に根拠があるので、その趣旨を踏まえることを明記しました。

第17条

- ☞ **市民意見を踏まえ**、政務調査費の領収書の公開と活動成果の市民への報告を明記しました。

■ なお、市民の皆様からいただいたご意見は、条例制定後、今後具体的な議会運営を議論する際の参考とさせていただきます。